

登記・供託オンライン申請システム

供託かんたん申請

その他の供託についてオンラインで
申請をする場合

-目次-

- ・ 供託かんたん申請って?? P1
- ・ 申請者情報を登録する(初めて利用する場合) P2
- ・ 供託を申請する(初回の場合) P4～
- ・ 電子納付の方法 P12
- ・ 供託申請を補正する P13
- ・ 供託申請を取り下げる P14～
- ・ 2回目以降に継続的に供託申請をする P17～
- ・ 申請に困ったら... P19

供託かんたん申請って??

初めての方でも簡単にご利用いただけるオンラインによる供託申請の方法です。専用ソフトのダウンロードや環境設定が不要であり、Webブラウザのみで行うことができます。

ただし、電子署名や添付ファイルを付すことができないため、供託物の払渡請求の申請等、お客様の手続になじまない場合がございます。その場合には、[申請用総合ソフト（法務省のHPから無料でダウンロードができます。）](#)をご利用ください。

平日の8時30分～21時まで申請できます。

登記・供託オンライン申請システムの利用時間は、月曜日から金曜日までの8時30分から21時まで（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）です。

法務局の平日の窓口業務終了以降の時間帯についても、ご利用いただくことが可能ですが、申請書情報が17時15分以降に同システムに到達した場合には、供託所での受付日は翌業務日となりますので、ご注意ください。

供託金の納付方法は??

供託金の納付方法は、電子納付となります。電子納付は、ペイジー（「Pay-easy」）対応のインターネットバンキングまたはATMを使用して行います。

申請で取得できるのは書面の正本です

供託をした際には、書面の供託書正本が発行されます。かんたん申請では、この正本のみが発行されます。電子正本をご希望の場合は、申請用総合ソフトをご利用ください。

※申請用総合ソフトの内容については、HPで確認ください。

1 申請者情報を登録する（初めて利用する場合）

「供託かんたん申請」を初めて利用する際には、「登記・供託オンライン申請システム」ホームページにおいて、申請書情報の登録が必要となります。

※既に登録済みの方は不要です。

登記・供託オンライン申請システム

登記ねっと 供託ねっと

文字サイズの変更 大 中 小

トップページ 登記・供託オンライン申請システムとは 登記ねっと 供託ねっと ダウンロード(ソフトウェア) (操作手引書) オンライン申請ご利用上の注意 FAQ お問い合わせ サイトマップ

利用時間 平日 午前8時30分から午後9時まで 運転状況

各種サービス

かんたん証明書請求

オンラインで登記事項証明書等の請求ができます。

供託かんたん申請

オンラインで金銭又は振替国債の供託の申請ができます。

処理状況照会

申請・請求に対する電子納付や処理状況の確認ができます。

商号調査

既に登記されている他の会社・法人の有無の確認ができます。

申請用総合ソフト

登記申請や印鑑証明書の請求等その他の手続は、申請用総合ソフトをご利用ください。

これからご利用を開始する方

初めてご利用になる方へ

申請者情報登録

※ 登記・供託オンライン申請システムをご利用いただくためには、申請者情報の登録が必要です。

「登記・供託オンラインシステム」のトップページ(URL:<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>)へアクセスし、「申請者情報登録」をクリックします。

利用規約

使用許諾情報

ご使用前にお読みください。

登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）を使用して、オンラインによる申請・請求を行うためには、以下の使用許諾書の内容の事項に同意する必要があります。本システムを利用された方は、本使用許諾書の各条項に同意したものとみなされます。本使用許諾書をご確認し、ご理解した上で本システムを使用してください。

使用許諾書

第1条（目的）

本使用許諾書は、法務省と登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）の利用者との間の本システムに関する使用許諾事項等について、必要な事項を定めることを目的とします。

第2条（定義）

本使用許諾書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- 一 「本システム」とは、法務省が所管する不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記、供託、成年後見登記及び電子認証の申請等の手続をオンラインにより処理するシステムをいいます。
- 二 「登記申請等」とは、次に掲げる不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記、供託、成年後見登記及び電子認証に関する手続を行うことをいいます。
 - ア 不動産登記法（平成16年法律第123号）に規定する電子情報処理機構を使用する方法による登記の申請
 - イ 不動産登記規則（平成17年次府省令第18号、以下「不動産登記規則」という。）に規定する電子情報処理機構を使用する方法による不動産登記法第23条第1項に規定する申請
 - ウ 不動産登記規則に規定する電子情報処理機構を使用する方法による登記簿関係に関する証明書の請求

第13条（準拠法及び管轄）

- 1 本使用許諾には、日本法が適用されるものとします。
- 2 本使用許諾に関する訴訟は、東京地方裁判所を、第一審の専属管轄裁判所とします。

第14条（協議）

本使用許諾に定めのない事項その他使用許諾の事項に関し疑義を生じたときは、法務省とシステム利用者が協議の上、円滑に解決を図るものとします。

附則

本使用許諾は、平成23年1月17日から、施行します。

（改正）

- 平成23年4月1日改正
- 平成23年8月15日改正
- 平成23年12月9日改正
- 平成25年3月29日改正
- 平成28年3月22日改正
- 平成29年2月23日改正

[このページのトップに戻る](#)

同意する

同意しない

利用規約をご確認の上、画面下の「同意する」をクリックします。

▼登録する申請者情報を入力してください。
※1年間ご利用（ログイン）のない申請者IDは無効となります。

申請者ID【必須】	<input type="text"/>	<半角英数字11文字以内（大文字小文字区別）>
パスワード【必須】	<input type="password"/> <input type="password"/>	<8文字以上20文字以内、半角英数字及び記号混在必須（大文字小文字区別）> ▼確認のため、もう一度コピーせず直接入力してください。 <8文字以上20文字以内、半角英数字及び記号混在必須（大文字小文字区別）> ※パスワードに設定できる記号は こちら を参照。
氏名【必須】	<input type="text"/>	▲（全角20文字以内スペース不可）
氏名（フリガナ）【必須】	<input type="text"/>	▲（全角カタカナ20文字以内スペース不可）
郵便番号【必須】	<input type="text"/>	<半角数字> (例) 123-4567
住所【必須】	<input type="text"/>	▲（全角60文字以内） (例) 東京都千代田区大手町1-1-1
住所（フリガナ）	<input type="text"/>	▲（全角カタカナ150文字以内） (例) トウキョウトチヨダクオオデマチ1-1-1
職業	<input type="text"/>	
連絡先・電話番号【必須】	<input type="text"/>	<半角20文字以内> (例) 12-3456-7890 ※ハイフンを入力してください。
連絡先・FAX番号	<input type="text"/>	<半角20文字以内> (例) 12-3456-7890 ※ハイフンを入力してください。
メールアドレス【必須】	<input type="text"/> <input type="text"/>	<半角100文字以内> ▼確認のため、もう一度コピーせず直接入力してください。 <半角100文字以内>
メールの受信内容選択	<input type="checkbox"/> 全てのメールを受信（全ての項目がチェックされます。） <input type="checkbox"/> 受付のお知らせ <input type="checkbox"/> 補正通知発行のお知らせ <input type="checkbox"/> 法務局からのお知らせ <input type="checkbox"/> 公文書発行のお知らせ <input type="checkbox"/> 納付情報のお知らせ	
質問（キーワード）【必須】	<input type="text"/>	思い出の場所は？ パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。
答え（キーワード）【必須】	<input type="text"/>	（全角40文字以内） パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。

確認(次へ) 中止(トップページへ)

申請者情報入力を入力します。

以下の必須項目は必ず入力してください。

- ・申請者ID: 半角英数字で11文字以内
- ・パスワード: 8文字以上20文字以内の半角英数字及び記号の組合せ
- ・氏名・住所: 20文字以内の全角文字
- ・氏名・住所(フリガナ): 20文字以内の全角カタカナ
- ・郵便番号、連絡先・電話番号及び連絡先・FAX番号: 半角数字
- ・メールアドレス: 携帯電話のメールアドレスも可
- ・質問(キーワード)と答え(キーワード): パスワードを忘れたときに使用します。

なお、入力に誤りがあると黄色でエラーが表示されます。

必要事項を記入の上、「確認(次へ)」をクリックし、申請内容を確認し登録完了です。

2 供託を申請する（初回の場合）

供託を申請する場合には、以下の手順により、申請者情報を作成し、供託所（法務局）へ送信します。

2回目以降の申請には、前回入力したものを再利用することができます。

登記・供託オンライン申請システム

文字サイズの変更 **大** **中** **小**

登記ねっと 供託ねっと

トップページ	登記・供託オンライン申請システムとは	登記ねっと	供託ねっと	ダウンロード (ソフトウェア) (操作手引書)	オンライン申請 ご利用上の注意	FAQ ・ お問い合わせ	サイトマップ
---------------	--------------------	-------	-------	-------------------------------	--------------------	--------------------	--------

利用時間 平日 午前8時30分から午後9時まで **運転状況**

各種サービス

かんたん証明書請求

オンラインで登記事項証明書等の請求ができます。

供託かんたん申請

オンラインで金銭又は振替国債の供託の申請ができます。

処理状況照会

申請・請求に対する電子納付や処理状況の確認ができます。

商号調査

既に登記されている他の会社・法人の有無の確認ができます。

申請用総合ソフト

登記申請や印鑑証明書の請求等その他の手続は、申請用総合ソフトをご利用ください。

「登記・供託オンライン申請システム」トップページの「供託かんたん申請」をクリックします。

ログイン

申請者ID、パスワードを入力してください。

申請者ID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>

ログイン 戻る(トップページへ)

[▶ パスワードをお忘れの場合](#) [▶ 申請者IDをお持ちでない場合](#)

初めてご利用の方は、画面右上の「ヘルプ」をご確認ください。

※登記情報検索サービスを過度に使用すること等によって、登記・供託オンライン申請システムの運用に支障を及ぼす又はそのおそれがあると認められた場合には、本サービスの使用を中断することがあります。

申請者ID、パスワードを入力し、「ログイン」をクリックします。

供託申請メニュー

手続名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。
※ 会社・法人が供託かんたん申請により供託申請等を行うには、当該会社・法人の資格証明書を供託所の窓口で提出し、又は供託所に送付することが必要となりますので、御注意ください（会社法人等番号を提示（入力）することにより省略する場合があります。）。

手続分類	手続名
供託書	供託（金銭）地代家賃弁済【かんたん】
	供託（金銭）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】
	供託（金銭）営業保証【かんたん】
	供託（金銭）給与債権執行【かんたん】
	供託（金銭）その他【かんたん】
	供託（振替国債）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】
	供託（振替国債）営業保証【かんたん】
	供託（振替国債）その他【かんたん】
取下書	取下書【かんたん】

「供託（金銭）その他【かんたん】」をクリックします。
※申請の内容によっては、別な書式を選択する場合があります。

Step1

申請書作成

Step2

納付情報入力

Step3

送信確認

Step4

送信完了

Step 1-1 申請情報の入力

供託書（金銭供託）給与債権執行

供託所の表示		<input type="text" value="供託所選択"/>
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	<input type="text"/>
	氏名又は法人名	<input type="text"/>
	代表者（資格・氏名）又は	<input type="text"/>

「供託所選択」をクリックします。

供託所選択

都道府県を選択後、表示された供託所一覧から供託所を選択してください。

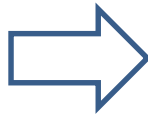
都道府県選択

北海道地方
 > **北海道**

東北地方
 > 宮城 > 福島 > 山形 > 岩手 > 秋田 > 青森

関東甲信越地方
 > 東京 > 神奈川 > 埼玉 > 千葉 > 茨城 > 栃木 > 群馬 > 静岡
 > 山梨 > 長野 > 新潟

中部地方
 > 愛知 > 三重 > 岐阜 > 福井 > 石川 > 富山



供託所選択

▶ 供託所の管轄はインターネットから確認することができます。

供託所コード	供託所名
4300	札幌法務局
4301	札幌法務局岩見沢支局
4302	札幌法務局基幹支局
4303	札幌法務局日高支局
4304	札幌法務局小樽支局
4315	札幌法務局滝川支局
4323	札幌法務局苫小牧支局

申請先の供託所(法務局)を選択します。ここでは、「北海道」→「札幌法務局」をクリックします。
※債務の支払場所により管轄が定まります。管轄がご不明な場合は、お問い合わせください。

供託書(金銭供託) その他

[地代家賃、営業保証、裁判上の保証以外の供託]

供託所の表示		供託所選択
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地 ①	札幌市北区北8条西2丁目
	氏名又は法人名	法務太郎
被供託者の住所・氏名	代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名) ②	
	住所又は法人所在地 ③	
		④-1 会社法人等番号(供託者)
		④-2 会社法人等番号(代理人)

- ① 供託者が法人の場合、供託者の本店・会社名を登記事項証明書どおりに入力します。
 供託者が個人の場合、住民票上の住所と氏名を入力します。
※登録した申請者情報の内容が自動表示されますので、必要に応じて修正を行ってください。
- ② 供託者が法人の場合、代表者の資格と氏名を入力します。
 例) 代表者 代表取締役 札幌太郎
※供託するのが個人の場合、入力不要です。
- ③ 相手方(債権者)となる方の住所と名前を入力します。
 相手方が法人の場合、住所と法人名のみ入力します(代表取締役等は不要です)。
- ④-1 会社法人等番号を入力します(会社の登記事項証明書の送付が不要となります)。
 ④-2 支配人その他の登記のある代理人を②に入力した場合にその会社法人等番号を入力します。
※供託するのが個人の場合、入力不要です。

⑤

法令条項

⑥

供託の
原因たる事実

- ⑤ 供託の原因たる事実(⑥)に基づいて供託する根拠となる法令条項を入力します。
複数の条文が根拠となる場合、⑤には「備考欄のとおり」と入力し、備考欄に根拠法令を入力します。

例1) 弁済供託の場合

供託の原因となる契約の締結日(又は直近の合意更新日)が
2020年3月31日以前の場合、民法第494条と入れる。
2020年4月 1日以降の場合、受領拒否…民法第494条第1項第1号
受領不能…民法第494条第1項第2号
債権者不確知…民法第494条第2項 と入れます。

例2) 執行供託の場合

強制執行による差押命令が1件のみ…民事執行法第156条第1項
強制執行による差押命令が2件以上…民事執行法第156条第2項

- ⑥ 供託の原因たる事実を入力します。

※弁済供託をする際に、遅延損害金を計算し端数(少数点以下)が発生した場合、
四捨五入をして金額を確定することとなります。
四捨五入をした場合、備考欄(画面下の方にあります)には
「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第3条第1項による」と入力してください。

※⑤⑥にどのような記載をすべきかは

法務省の記載例(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00015.html)を確認してください。

※ご不明な場合は、供託を予定している供託所(問い合わせ先は20ページ参照)にお問い合わせください。



供託金額	<input type="text"/> 円	⑦
⑧ <input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき質権又は抵当権	<input type="text"/>	
<input type="checkbox"/> 反対給付の内容	<input type="text"/>	
⑨ <input type="checkbox"/> 送付する添付書類あり		

⑦ 供託金額を入力します。

⑧ 「供託により消滅すべき質権又は抵当権」がある場合や「反対給付」がある場合、チェックをつけ内容を入力します。

⑨ 「送付する添付書類あり」にチェックを入れます。

※代理人が申請する場合、委任状の送付が必要になり、チェックを入れる必要があります。

⑩ 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。

⑩ 「供託通知書を発送する」にチェックを入れる。

※弁済供託の場合、被供託者に対して供託した旨の通知が必要になります。法務局から供託者名で被供託者に対して供託通知書の送付を希望される方は、「供託通知書を発送する」にチェックしてください。

供託通知書の送付を請求する場合は、「余白に申請番号を付記した正本返信用封筒(宛名と切手を貼ったもの)」とともに差出人供託者、宛先被供託者とする封筒を供託所に送ってください。

⑪ 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。
 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。
(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。

⑪ 「書面の供託書正本の送付(注)を請求する。」にチェックを入れる。

※書面の供託書正本の送付を請求する場合は、「余白に申請番号を付記した正本返信用封筒(宛名と切手を貼ったもの)」を供託所に送ってください。

※「到達通知を印刷したもの」を同封した場合には、封筒に申請番号の付記は不要となります。

⑫事前の内容確認

内容に誤りがあると、補正作業が必要となります。

初めて供託される方は、可能な限り供託所に対して、事前の内容確認をお願いします。

※札幌法務局(TEL011-709-2311 FAX011-709-2929)が供託所の場合、入力画面を印刷し連絡先を記入のうえ、FAXしていただくようお願いいたします。

「次へ」をクリック

Step 1-2 入力内容の確認

供託所の表示		札幌法務局	
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	札幌市北区北8条西2丁目	
	氏名又は法人名	法務太郎	会社法人等番号（供託者） ※資格証明書の省略について
	代表者（資格・氏名） 又は 代理人（住所・氏名）		会社法人等番号（代理人） ※資格証明書の省略について
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	札幌市北区北8条西2丁目	
	氏名又は法人名	法務花子	
法令条項	<ul style="list-style-type: none"> 本供託の原因となる貸借契約の締結日（又は直近の合意更新日）が2020年3月31日以前である。 本供託の原因となる貸借契約の締結日（又は直近の合意更新日）が2020年4月1日以降である（「供託の事由」を選択することによって、法令条項が表示されます。）。 <p style="text-align: center;">民法第494条</p>		

<input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。		
<input type="checkbox"/> 資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。 複数の会社法人等番号を提示する場合は右側の入力欄に入力してください。 （複数の会社法人等番号を入力する番号には、1番号ごとに改行してください。） ※入力方法 半角12桁で入力し、' '（ハイフン）は入れないでください。 （記載例）123456789010 また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。		会社法人等番号・複数入力用
<ul style="list-style-type: none"> 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。		
備考		
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。		補正対象申請番号： （申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。）

氏名	法務太郎
連絡先電話番号	■■■■■■■■■■

確定

戻る（申請書作成）

入力内容を確認し、「確定」をクリックします。

電子納付に関する情報を確認してください。

氏名又は法人団体名（全角カナ24文字以内）

※電子納付を行う際に必要となります。

コウヤマシヨウジカブシキガイシャ

確定

戻る（申請書作成）

名前又は会社名をカタカナで入力し、「確定」をクリックします。
 ※オンライン申請の場合は「電子納付」の方法による納付します。

申請データを送信します。修正したい場合は、「戻る」ボタンをクリックしてください。
※「送信実行」ボタンをクリックした後は申請データの修正はできません。

【手続分類】 供託
【手続名】 供託（金銭）給与債権執行【かんたん】
【申請書様式】 供託書（金銭供託）（4）給与債権執行【かんたん】

送信実行

戻る（納付情報入力）

申請情報に誤りがなければ、「送信実行」をクリックし、供託所へ申請を送信します。

送信された申請情報の入力内容のチェック等を行っています。

該当チェック等が終了次第、メールでお知らせします。
詳細は処理状況照会画面で確認してください。

処理状況を確認する

続けて申請される方は、右上のメニューから「供託申請」ボタンをクリックしてください。

申請情報の送信後、「処理状況を確認する」をクリックします。

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件： 申請番号(完全一致)
処理状況確認番号(完全一致) 検索

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。
※電子納付等に関する留意事項については、[こちら](#)をご覧ください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
供託（金銭）地代家賃并済【かんたん】	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

証明書請求メニューへ

供託申請メニューへ

申請情報を印刷する場合、該当事件をクリックして申請情報を表示させて右クリックにて、印刷してください。

「到達通知」をクリックし、到達通知の内容を確認します。

※「到達通知」が表示されるまで少々時間がかかります。

Step1 処理状況照会 >>> Step2 照会内容確認（到達通知）

問い合わせを行う際にこの申請番号が必要となります。大切に保管してください。

以下の申請・請求に関して到達通知をご確認願います。

<申請・請求情報>	
申請番号	20110928002393001
申請者ID	houmu001
申請者名	甲山太郎
手続名	供託（金銭）地代家賃并済【かんたん】
到達日時	2011年9月28日11時53分
処理状況確認番号	04414398659163518257
コメント	上記のとおり、登記・供託オンライン申請システムに申請データが登録されましたので、お知らせします。

戻る（処理状況照会）

到達通知の内容が表示されるので、画面内を右クリックして「印刷」をクリックし、印刷をします。

※ここで印刷したものを供託書正本を送付するための封筒とともに供託所（法務局）へ送付してください。

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件： 申請番号(完全一致)

処理状況確認番号(完全一致)

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。
 ※電子納付等に関する留意事項については、[こちら](#)をご覧ください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
供託（金銭）地代家賃弁済【かんたん】	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	審査中	未納付	<input type="button" value="到達通知"/>	<input type="button" value="お知らせ"/>	<input type="button" value="納付"/>	<input type="button" value="再利用"/>

[証明書請求メニューへ](#) [供託申請メニューへ](#)

「お知らせ」ボタンが表示されましたら、「お知らせ」をクリックし、内容を確認します。
 ※お知らせボタンが表示されるまでにお時間がかかります。

◎添付書面の送付に関する「お知らせ」の場合は、到達通知及び供託書正本を送付するための返信用封筒とともに申請情報が到達してから5日以内に到達するよう供託所（法務局）へ送付してください。確認後、「戻る（処理状況照会）」をクリックして戻ります。

※添付書類は期限内に送付してください。

返信用封筒みほん



◎補正に関する「お知らせ」の場合は、13ページ「4. 供託申請を補正する」をご確認ください。

◎取下に関する「お知らせ」の場合は、14ページ「5. 供託申請を取り下げる」をご確認ください。

添付書類が供託所（法務局）に送付され、内容の審査が完了すると「お知らせ」と「納付」ボタンが表示されるので、「お知らせ」の内容を確認します。その後、「納付」をクリックします。

<申請・請求情報>	
申請番号	20110928002393001
申請者 I D	houmu001
申請者名	甲山太郎
手続名	供託（金銭）地代家賃弁済【かんたん】

▶インターネット（リンク）又はページ等を利用し、電子納付の手続を行ってください。

1	発行日時	2011年9月28日 14時35分	インターネット/リンクを利用して納付 <input type="button" value="電子納付"/> (金融機関種別選択画面にリンクします) 「電子納付」ボタンをクリックしても金融機関種別選択画面が表示されない場合は「ポップアップブロック機能の設定」をお試しください。
	納付状況	未納付	
	領収年月日		
	収納機関番号	00100	※ページを利用して A T M 等で納付手続を実施する場合は左記の情報が必要となります。
	納付番号	1317188279390116	
	確認番号	288220	
納付額	50,000円		
納付期間最終年月日	2011年10月5日		

納付情報が表示されるので、内容を確認します。納付期限を確認の上、期限内に納付してください。期限内に納付しないと供託は失効します。

※ページ対応のATMにて納付する場合は、「収納機関番号」等を使用するので、この画面を右クリックで印刷します。

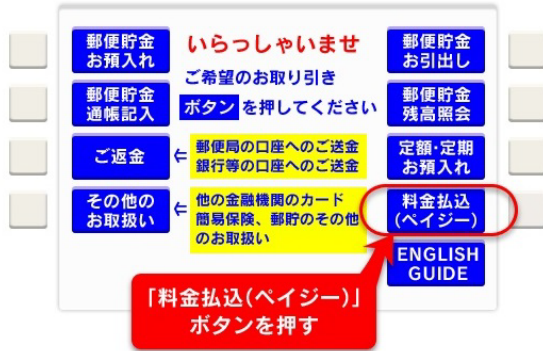
3 電子納付の方法

電子納付の方法は、ゆうちょ銀行などの「ペイジー対応のATMによる方法」と「ペイジー対応のインターネットバンキングによる方法」の2つがあります。

①ペイジー対応のATMによる方法



ATM画面の「料金払込(ペイジー)」ボタンを押してください。



ATMの「ペイジー」ボタンを押して、画面の案内に従って
【収納機関番号】
【納付番号】
【確認番号】
 を入力し、納付してください。

②ペイジー対応のインターネットバンキングによる方法

＜申請・請求情報＞	
申請番号	20110928002393001
申請者ID	houmu001
申請者名	甲山太郎
手続名	供託(金銭) 地代家賃弁済【かんたん】

▶インターネットバンキング又はペイジー等を利用し、電子納付の手続きを行ってください。

1	発行日時	2011年9月28日14時35分	インターネットバンキングを利用して納付 電子納付 (金融機関種別選択画面にリンクします) 「電子納付」ボタンをクリックしても金融機関種別選択画面が表示されない場合は 「ポップアップブロック機能の認定」 をお試しください。 ※ペイジーを利用してATM等で納付手続を実施する場合は 左記の情報が必要となります。
	納付状況	未納付	
	領収年月日		
	収納機関番号	00100	
	納付番号	1317188279390116	
	確認番号	288220	
納付額	50,000円		
納付期間最終年月日	2011年10月5日		

戻る (処理状況照会)

上の画面において、「電子納付」をクリックすると、「e-Gov(イーガブ)」のホームページに接続されるので、画面の指示に従って、電子納付を行います。

入金後、供託所(法務局)で納付を確認次第、供託書正本・供託通知書を作成します。供託書正本・供託通知書は、お客様が送付した「送付用封筒(切手の貼付をお願いします)」により、お客様・被供託者の元へ送付いたします。

4 供託申請を補正する

供託申請送信後に、申請内容に不備があった場合、供託所から補正の連絡が「お知らせ」に届きます。

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件:	申請番号(完全一致)	<input type="text"/>	検索
	処理状況確認番号(完全一致)	<input type="text"/>	

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。
※電子納付等に関する留意事項については、[こちら](#)をご確認ください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
供託(金銭) 地代家賃共済【かんたん】	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

[証明書請求メニューへ](#)

[供託申請メニューへ](#)

「お知らせ」をクリックして、補正すべき内容を確認します。

補正すべき内容を確認後、「再利用」をクリックし、指摘箇所を補正をします。

書面の供託書正本の窓口交付を請求する。
 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。
(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。

備考

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

補正対象申請番号

(申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。)

連絡先情報 (申請者情報登録で登録された情報)

氏名	札幌太郎
連絡先電話番号	<input type="text"/>

[次へ](#)

[戻る \(供託申請メニュー\)](#)

「補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。」のチェックボックスのチェックを入れ、「補正対象申請番号」に補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力します。

「次へ」とクリックし、内容を確認の上、「送信実行」をクリックしてください。これで補正申請は完了です。

5 供託申請を取り下げる

供託申請メニュー

手続名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。

※ 会社・法人が供託かんたん申請により供託申請等を行うには、資格証明書を供託所の窓口で提出し、又は供託所に送付することが必要となりますので、御注意ください。

手続分類	手続名
供託書	供託（金銭）地代家賃弁済【かんたん】
	供託（金銭）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】
	供託（金銭）當舖保証【かんたん】
	供託（金銭）給与債権執行【かんたん】
	供託（金銭）その他【かんたん】
	供託（振替国債）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】
	供託（振替国債）當舖保証【かんたん】
	供託（振替国債）その他【かんたん】
取下書	取下書【かんたん】

「登記・供託オンライン申請システム」のトップページの「供託かんたん申請」をクリックし、ログイン後、「取下書【かんたん】」をクリック。

供託所選択

都道府県を選択後、表示された供託所一覧から供託所を選択してください。

都道府県選択
北海道地方
北海道
東北地方
宮城 福島 山形 岩手 秋田 青森
関東甲信越地方
東京 神奈川 埼玉 千葉 茨城 栃木 群馬 静岡
山梨 長野 新潟
中部地方
愛知 三重 岐阜 福井 石川 富山

供託所選択

▶ 供託所の詳細はインターネットから確認することができます。

供託所コード	供託所名
4300	札幌法務局
4301	札幌法務局岩見沢支局
4302	札幌法務局室蘭支局
4303	札幌法務局日高支局
4304	札幌法務局小樽支局
4315	札幌法務局釧路支局
4323	札幌法務局苫小牧支局

「供託所選択」をクリックし、申請を行った供託所（法務局）を選択します。ここでは、「北海道」→「札幌法務局」をクリックします。

Step 1-1 申請情報の入力

供託所の表示		札幌法務局	供託所選択
申請者の住所・氏名	住所又は法人所在地	札幌市北区北 8 条西 2 丁目	
	氏名又は法人名	法務太郎	
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）		
取下する申請番号	202000000000000000		
取下する申請様式	供託書（金銭供託）その他		
取下理由	支払期日を誤っていたため		

「申請者の住所と氏名」、「取下する申請番号」、「取下する申請様式」、「取下理由」を入力します。
※申請者の住所・氏名は登録した申請者情報の内容が自動表示されます。
供託申請した時と同じように、本店・会社名・代表者の資格氏名に修正してください。

取下理由	
<input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり	
備考	
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。	補正対象申請番号 <input type="text"/> (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。)
連絡先情報（申請者情報登録で登録された情報）	
氏名	札幌太郎
連絡先電話番号	■■■■■■■■■■



「次へ」をクリックします。

Step 1-2 入力内容の確認

取下書

供託所の表示	札幌法務局	
申請者の住所・氏名	住所又は法人所在地	札幌市北区北8条西2丁目
	氏名又は法人名	法務太郎
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	
取下する申請番号	202000000000000000	
取下する申請様式	供託書（金銭供託）地代家賃弁済	
取下理由	4月分について、債務の発生していない2月に申請してしまったため。	
<input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり		
備考		
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。	補正対象申請番号： (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。)	

入力内容を確認し、「確定」をクリックします。

申請データを送信します。修正したい場合は、「戻る」ボタンをクリックしてください。
※「送信実行」ボタンをクリックした後は申請データの修正はできません。

【手続分類】	供託
【手続名】	取下げ【かんたん】
【申請書様式】	取下書【かんたん】

送信実行 戻る（申請書作成）

入力内容に誤りがなければ、「送信実行」をクリック。

※送信実行以降は、申請データの修正ができませんのでご注意ください。

内容の審査が完了すると、処理状況が「手続終了」及び「取下完了」と表示されます。
これで取下げの手続が完了です。

※返却書類がある場合は、切手を貼付した返信用の封筒を送ってください。

6 2回目以降に継続的に供託申請をする

2回目以降の申請の場合は、申請書情報を作成する際に、前回の申請書情報を再利用することができます。

登記・供託オンライン申請システム

文字サイズの変更 **大** **中** **小**

登記ねっと 供託ねっと

トップページ	登記・供託オンライン申請システムとは	登記ねっと	供託ねっと	ダウンロード (ソフトウェア) (操作手引書)	オンライン申請 ご利用上の注意	FAQ ・ お問い合わせ	サイトマップ
---------------	--------------------	-------	-------	-------------------------------	--------------------	--------------------	--------

利用時間 平日 午前8時30分から午後9時まで **運転状況**

各種サービス

かんたん証明書請求

オンラインで登記事項証明書等の請求ができます。

供託かんたん申請

オンラインで金銭又は振替国債の供託の申請ができます。

処理状況照会

申請・請求に対する電子納付や処理状況の確認ができます。

商号調査

既に登記されている他の会社・法人の有無の確認ができます。

申請用総合ソフト

登記申請や印鑑証明書等の請求等その他の手続は、申請用総合ソフトをご利用ください。

「登記・供託オンライン申請システム」のトップページへアクセスし、「供託かんたん申請」をクリックします。

ログイン

申請者ID、パスワードを入力してください。

申請者ID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>

ログイン 戻る(トップページへ)

[▶パスワードをお忘れの場合](#) [▶申請者IDをお持ちでない場合](#)

初めてご利用の方は、画面右上の「ヘルプ」をご確認ください。

※登記情報検索サービスを過剰に使用すること等によって、登記・供託オンライン申請システムの運用に支障を及ぼす又はそのおそれがあると認められた場合には、本サービスの使用を中断することがあります。

申請者ID、パスワードを入力し、「ログイン」をクリックします。

処理状況を確認する

処理状況照会では申請・請求の確認ができます。

- ▶ 「申請書」の表示
- ▶ 「到達通知」の確認
- ▶ 「お知らせ」の確認
- ▶ 「電子納付情報」の確認

ヘッダメニューの照会からも、同じ内容が確認できます。

「処理状況を確認する」をクリックします。

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件： 申請番号(完全一致)

処理状況確認番号(完全一致) 検索

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。
 ※電子納付等に関する留意事項については、[こちら](#)をご確認ください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	
供託(金銭) 地代家賃共済【かんたん】	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

[証明書請求メニューへ](#)

[供託申請メニューへ](#)

前回の供託事件について、「再利用」ボタンをクリック。

供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	札幌市北区北8条西2丁目
	氏名又は法人名	法務太郎
	代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名)	
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	札幌市北区北8条西2丁目
	氏名又は法人名	法務花子
法令条項	<input checked="" type="radio"/> 本供託の原因となる貸借借契約の締結日(又は直近の合意更新日)が2020年3月31日以前である。 <input type="radio"/> 本供託の原因となる貸借借契約の締結日(又は直近の合意更新日)が2020年4月1日以降である (「供託の事由」を選択することによって、法令条項が表示されます。) 民法第494条	

- ※前回の供託の申請の際に、補正申請をしている場合、再利用すると、前回補正した際の補正対象申請番号が入力されたままになっているので、補正チェックボックスと補正対象申請番号を削除した上で申請してください。

前回の申請書情報が表示されるので、「供託の原因たる事実欄」中、「何月分」など、必要な箇所を修正します。

以降の手続は、初回の場合(P9～入力内容の確認)と同じです。

申請に困ったら…

申請方法や供託に関するお問い合わせについては、お近くの法務局へお問い合わせください。

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1
札幌法務局供託課 (Tel 011-709-2311)

〒068-0034 岩見沢市有明町南1-12
札幌法務局岩見沢支局 (Tel 0126-22-0619)

〒073-8585 滝川市緑町1丁目6番1号
札幌法務局滝川支局 (Tel 0125-23-2330)

〒051-0023 室蘭市入江町1番地13
札幌法務局室蘭支局 (Tel 0143-22-5111)

〒053-0018 苫小牧市旭町3丁目3番7号
札幌法務局苫小牧支局 (Tel 0144-34-7151)

〒056-0005 日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目4番1号
札幌法務局日高支局 (Tel 0146-42-0415)

〒047-0007 小樽市港町5番2号
札幌法務局小樽支局 (Tel 0134-23-3012)

〒044-0011 虻田郡倶知安町南1条東3丁目1番地
札幌法務局倶知安支局 (Tel 0136-22-0232)

システムの操作に関するお問い合わせ

「登記・供託オンライン申請システム」の操作に関するお問い合わせについては、「登記・供託オンライン申請システム 操作サポートデスク」へお問い合わせください。

電話によるお問い合わせ

050-3786-5797

月曜日から金曜日まで8時30分から19時まで(国民の
祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を
除く。)

メールフォームによる
お問い合わせ

https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/faq_contact.html

- ① 「FAQ(よくある質問)・お問い合わせ」画面から
- ② 「システムの操作に関するお問い合わせ」をクリック
- ③ 「メールフォームはこちら」をクリックし、指示に従い送信してください。

